

# 湧別町行政改革実施計画 (案)

湧 別 町

# 〈目 次〉

I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進	
(1) 町民参加の推進	
①自治基本条例の普及と推進	1
②まちづくり参画制度の充実	1
(2) 情報共有及び公開の推進	
①広報・広聴制度の充実	3
②外部への積極的な情報発信	4
(3) 地域コミュニティの支援	
①自治会の運営の支援	4
②地域スタッフ制度の有効活用	5
③NPOやボランティア活動団体への支援	5
II. 時代に即した行政サービスの推進	
(1) 質の高いサービスの提供	
①既存の事務事業の見直し	6
②行政のデジタル化の推進	7
(2) 公共施設の適正管理と効率的な活用	
①施設機能の見直しと有効活用	7
②学校の適正配置、保育所再編	8
(3) 民間活力の利用推進	
①民間活力の利用推進	9
III. 効率的で機能的な行政組織体制の確立	
(1) 効率的で機能的な行政組織体制の形成	
①行政組織体制の検討	10
(2) 定員管理及び給与制度の適正化等	
①定員管理適正化計画の推進	10
②給与制度の適正化	11
(3) 人材の育成	
①職員の資質の向上	11
②人事評価制度の推進・活用	12
③働きやすい職場づくり	12
(4) 広域行政の推進	
①広域行政の推進	13
IV. 健全で持続可能な財政基盤の確立	
(1) 財政の健全化	
①計画的な財政運営	14
②行政コストの節減	14
③企業会計等の健全化	15
(2) 歳入の確保	
①町税等の歳入確保	16
②使用料・手数料の見直し	16
③ふるさと納税の推進	17

No. 1	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(1) 町民参加の推進	
	取組事項	①自治基本条例の普及と推進			
	取組名	自治基本条例の啓発			
担当課	企画財政課		関係課		
現状と課題	自治基本条例は、平成26年4月に施行以降、本町の最高規範に位置づけられるものであり、政策執行の最上位の計画である「総合計画」とともに町民に広く知ってもらう必要があります。自治推進委員会による2度の検証を終え条例の活用に向けた取り組みを継続的に進めてきましたが、自治基本条例の普及はまだ不十分であり条例浸透に向けた取り組みが引き続き必要です。				
取組内容	①パンフレット・広報誌・ホームページを用いて普及啓発を行います。 ②普及啓発を行う際は、具体的な例などを示し、若年層にもわかりやすく伝えます。 ③自治推進委員会からの運用改善に向けた提言への取り組み				
関連する計画・条例等	湧別町自治基本条例				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	パンフレットの作成・配布及び提言に対する取り組み	自治推進委員会による条例の見直しに係る審議及び普及啓発	→		
効果・目標など	町政への町民参加や、町民、議会及び行政機関が役割と責務を果たし、町民主体の自治を推進し、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の形成を目指します。				

No. 2	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(1) 町民参加の推進	
	取組事項	②まちづくり参画制度の充実			
	取組名	パブリックコメント制度の充実			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	町民参加を推進するため、全庁的に統一した取組を実施しており、より一層の町民参加を促進するためパブリックコメント制度の充実を図ります。				
取組内容	ホームページや広報誌等を利用して幅広くPRし、町民が利用しやすい環境づくりを行います。(町民参加機会の拡充、町民の意識高揚、透明性の向上)				
関連する計画・条例等	湧別町自治基本条例、湧別町パブリックコメント手続実施要項				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	ホームページや広報誌等を利用して幅広くPR	→			
効果・目標など	湧別町パブリックコメント手続実施要綱に基づき、町民が町政に対して意見・提言することのできる機会の充実を図り、町民誰もが町政に参画できる環境づくりを推進します。				

・パブリックコメント…行政機関が政令や省令、計画などを決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く住民から意見、情報を募集する手続。

No. 3	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(1) 町民参加の推進	
	取組事項	②まちづくり参画制度の充実			
	取組名	委員公募制度の充実			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	町民主役の町政を推進するため、これまでも積極的に公募委員の充実に推進してきたところですが、委員公募要綱に沿った応募数には達しておらず、さらなる町政への参画の推進が必要です。				
取組内容	町民の附属機関等への委員としての参画は、町民の意思を町の政策形成に反映するための貴重な機会であることから、公募制度の周知を図り、町政の主役は町民であることの啓発活動を図ります。				
関連する計画・条例等	湧別町自治基本条例、湧別町審議会等の委員公募要綱				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	広報等による制度等の周知及び庁内における公募制度の取り組み				
効果・目標など	多数の公募委員の参画により、町の政策形成に町民の意見等を反映させます。				

No. 4	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(1) 町民参加の推進	
	取組事項	②まちづくり参画制度の充実			
	取組名	各種委員会への女性参画の拡大			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	町の政策形成に多種多様な意見を反映するため、これまでも附属機関等の委員として積極的に女性委員を登用してきたところですが、女性のさらなる社会参画の推進が必要です。				
取組内容	附属機関等の委員を選任する際は、積極的に女性委員の登用の推進を図ります。				
関連する計画・条例等	湧別町総合計画				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	女性委員の登用の取り組み				
効果・目標など	令和8年度には、女性委員の占める割合を25%を目指します。(現状約20%)				

No. 5	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(2) 情報共有及び公開の推進	
	取組事項	①広報・広聴制度の充実			
	取組名	広報・ホームページ・SNS等による情報発信			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	町民と情報共有を図り、透明性ある行政運営をするためには、行政情報を積極的に公開・公表することが重要です。その中で広報・かわらばん・ホームページ等が果たす役割は大きいですが、見る方が固定化する傾向が強く、町政に関心を持っていただくために多くの方が見ていただけるよう工夫した広報活動が必要です。				
取組内容	①「広報ゆうべつ」の紙面構成の向上（町民に関心のある特集記事の充実等） ②ホームページの内容充実（最新の行政情報と町内の身近な出来事の掲載、町外者への観光情報等PR） ③広報委員会を通じた情報収集体制の強化と広報活動に対する職員意識改革の推進 ④各課と連携し、まちの魅力を発信（オホーツクA1など）				
関連する計画・条例等					
取組期間（工程）	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	広報誌、ホームページの内容充実 広報委員会の開催	→			
効果・目標など	庁内組織である広報委員会を活用し、情報収集と見やすい「広報・ゆうべつ」、「かわらばん」の作成に努めます。また、「広報・ゆうべつ」に特集記事の掲載及び町ホームページの充実並びにSNSなどを活用した情報発信により、まちの魅力を町内外に発信し、各種施策を効果的に推進します。				

・SNS…Social Networking Serviceの略で、インターネット上の交流を通して、社会的な繋がりを構築するサービス。

No. 6	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(2) 情報共有及び公開の推進	
	取組事項	①広報・広聴制度の充実			
	取組名	広聴機会の拡充			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	町民の意見を反映させたまちづくりを推進するためには、広聴機会の拡充が重要です。様々な手法や媒体により町民の声を聴く体制を充実して、多様な世代の方に町政参加いただける機会の提供が必要です。				
取組内容	①パブリックコメント（意見公募）の推進 ②「町長への手紙」の実施 ③移動町長室や出張懇談会の実施 ④その他の方法（電子メール、地域担当スタッフ等）による広聴機会の拡充				
関連する計画・条例等					
取組期間（工程）	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	「町長への手紙」 の実施など	→			
効果・目標など	町民の声を聞く機会を確保するため、「町長への手紙」などを実施します。				

No. 7	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(2) 情報共有及び公開の推進	
	取組事項	②外部への積極的な情報発信			
	取組名	会議録等の公開			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	審議過程の透明性を高めるため会議及び会議録が公開されているが、さらなる情報提供を行うことによる開かれた町政の推進が必要です。				
取組内容	各種委員会等の会議の原則公開をはじめ、会議の開催周知は、町ホームページや庁舎掲示板により引き続き行います。 また、会議録等も原則公開し、町民参加による公正で透明な開かれた町政を推進するため、町民への情報提供に取り組みます。				
関連する計画・条例等	湧別町自治基本条例、湧別町情報公開条例、湧別町附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要領				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	会議及び会議録の公開				
効果・目標など	町政への町民参加が図られ、開かれた町政運営を推進します。				


No. 8	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(3) 地域コミュニティの支援	
	取組事項	①自治会の運営の支援			
	取組名	自治会運営の支援(自治会連合会支援)			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	まちづくりの基本は地域づくりであり、地域住民にとっての身近なまちづくりへの参加方法は、地域コミュニティの代表である「自治会」への参加であることから、自治会運営の健全化に向けた情報提供や事業協力など地域コミュニティ活性化に向けた支援策を引き続き講じることが必要です。自治会で組織する連合会組織の活動を支援するとともに町内の各自治会組織の連携を図り、一体感のあるまちづくりを推進します。				
取組内容	町民の参画と協働のもと、町民が主体となって地域課題を解決していくための取組みを支援することにより、地域コミュニティ機能の維持・向上と活性化を図ります。 自治会連合会を活用し、複数の自治会が取り組む広域的事業に対する支援策を引き続き検討します。				
関連する計画・条例等	湧別町自治会補助金交付要綱				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	自治会活動及び自治会連合会活動への支援				
効果・目標など	効率的な自治会活動が展開できる体制を整備するため、自治会関係者との合意を得ながら地域コミュニティのさらなる発展を目指します。				


No. 9	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(3) 地域コミュニティの支援	
	取組事項	②地域スタッフ制度の有効活用			
	取組名	地域スタッフ制度の有効活用			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	地域スタッフ制度により職員が自治会の総会・役員会などに出席し、情報提供や地域における課題の把握・解決に向けた支援をしました。				
取組内容	自治会の総会・役員会などに出席し、情報提供や地域における課題の把握・解決に向けた支援をします。				
関連する計画・条例等	湧別町地域担当スタッフ設置要綱				
取組期間 (工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	情報提供、地域課題解決に向けた支援	➔			
効果・目標など	地域スタッフ制度により情報提供や地域における課題の把握・解決により自治会活動を支援することにより、協働によるまちづくりの推進を図ります。				

- ・地域担当スタッフ制度…地域を担当する職員を配置し、情報提供や地域の抱える問題を把握・解決することで自治会活動を支援する制度。

No. 10	基本方針	I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進		(3) 地域コミュニティの支援	
	取組事項	③NPOやボランティア活動団体への支援			
	取組名	NPO・ボランティア活動団体への支援			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	町民と行政の協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに資する様々なボランティア活動に参加する個人や団体を支援します。				
取組内容	町民との協働や団体を支援します。				
関連する計画・条例等	湧別町地域づくり振興事業補助金交付要綱				
取組期間 (工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	町民との協働や団体を支援	➔			
効果・目標など	町内の地域組織等が地域づくり振興事業を活用することにより、地域の連帯感に基づいた自治意識の盛り上がりや、コミュニティ活動の推進が図られ、心の通い合う温かな地域づくりを形成します。				

- ・NPO…Nonprofit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動や慈善活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

No. 11	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(1) 質の高いサービスの提供	
	取組事項	①既存の事務事業の見直し			
	取組名	行政事務改善の推進			
担当課	総務課		関係課	全課	
現状と課題	時代に即した効率的な行政運営を目指すため、常に行政事務の改善を推進してきたところであり、今後も継続した行政事務における課題となる事務事業の見直しが必要です。				
取組内容	行政事務改善委員会を開催し行政事務における課題等である事務事業の見直しを図り、事務の効率化に取り組みます。				
関連する計画・条例等	湧別町行政事務改善委員会設置規程				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	事務事業の見直し				
効果・目標など	時代に即した行政運営を行い、質の高い行政サービスの提供を目指します。				

No. 12	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(1) 質の高いサービスの提供	
	取組事項	①既存の事務事業の見直し			
	取組名	行政評価システムの有効活用			
担当課	企画財政課		関係課		
現状と課題	前例踏襲にとらわれないよう総合計画に登載された事務事業に対し湧別町行政評価推進委員会及び外部委員による評価を実施し、事務事業の必要性や有効性を判定し翌年度事業にその内容を反映させます。				
取組内容	行政評価実施要綱に基づき、PDCAサイクルを活用した内部評価及び行政改革推進委員会による外部評価を行い、その結果を町ホームページで公表します。(一次・二次・外部・三次・総合各評価)				
関連する計画・条例等	湧別町行政評価実施要綱				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	行政評価				
効果・目標など	PDCAサイクルを活用した事務事業の評価を行い、効率的で質の高い行政サービスなど社会経済情勢の変化に対応した行政の実現を目指します。				

- ・PDCA…Plan-Do-Check-Actionの略称で、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中にサイクルとして取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法。



No. 13	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(1) 質の高いサービスの提供	
	取組事項	②行政のデジタル化の推進			
	取組名	ICTを活用した業務の推進(自治体DX推進計画の推進)			
担当課	総務課	関係課	総務課、住民税務課、健康こども課、福祉課、教育総務課		
現状と課題	令和3年5月にデジタル改革関連法案が成立し、全自治体においては「自治体DX推進計画」に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組みを進めます。				
取組内容	①自治体の情報システムの標準化・共通化(主要17業務) ②マイナンバーカードの普及推進 ③行政手続きのオンライン化(31手続き) ④自治体のAI(人工知能)・RPA(ソフトウェアロボット)の利用推進				
関連する計画・条例等	デジタル改革関連法(デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会形成関係整備法、預貯金口座登録法、預貯金口座管理法、地方公共団体情報システム標準化法)				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	検討・普及推進	検討・普及推進	検討・普及推進・実施	検討・普及推進・実施	検討・普及推進・実施
	①情報システム	→			実施
	②マイナンバーカード	→			普及推進
	③オンライン化	→			実施
	④AI・RPA	→			検討
効果・目標など	デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できるデジタル社会を目指します。				

- ・ICT…Information and Communication Technology の略で、「情報通信技術」を指す。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術。
- ・自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画…総務省の「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した計画。
- ・マイナンバーカード…本人申請により国から交付される個人番号を証明する公的な身分証明書のほか行政サービスが受けられるICカード。

No. 14	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(2) 公共施設の適正管理と効率的な活用	
	取組事項	①施設機能の見直しと有効活用			
	取組名	公共施設再配置実行計画の推進			
担当課	企画財政課	関係課	各施設所管課		
現状と課題	本町の公共施設は、建築後30年を経過した老朽施設が全体の半数を占めており、これらの施設を全て維持するには多額の維持費用が生じることが見込まれるなか、2町合併による複数の類似施設が存在している状況です。 また、今後の本町の人口も減少することが推測されることから、公共施設の利用者の減少も考慮したうえで、これら施設機能の見直しと有効活用が必要とされています。				
取組内容	公共施設等総合管理計画に示した数値目標を確実に達成するため、各公共施設の再配置(統合、廃止、更新等)の方針を定めた公共施設再配置実行計画の基本方針に基づき、各公共施設の利用実績・住民ニーズ・必要な施設機能を把握、町全体の施設を一体的にとらえた施設整備の優先度を判定し、施設機能の見直しと有効活用を図る検討を住民の理解を得ながら進めます。				
関連する計画・条例等	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置実行計画、各施設の設置条例				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	実行計画の推進	→			
効果・目標など	公共施設再配置実行計画の1期毎(1期=H29~R8までの10年間)に公共施設総面積を10%削減し、40年後に40%の削減を目指します。				

No. 15	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(2) 公共施設の適正管理と効率的な活用	
	取組事項	②学校の適正配置、保育所再編			
	取組名	学校の適正配置			
担当課	教育総務課		関係課		
現状と課題	<p>平成28年度の学校教育法の改正により、自治体の判断で義務教育学校の設置ができるようになったことから、義務教育学校制度を本町が目指す小中一貫教育の核となるものとして、町立学校の義務教育学校化を進めています。</p> <p>平成30年度に町内1校目となる義務教育学校「芭露学園」を開校し、2校目となる湧別地区の義務教育学校についても、令和5年度開校に向け進めています。</p> <p>上湧別地区は小学校4校、中学校1校がありますので義務教育学校化が必要です。</p>				
取組内容	<p>2校目となる湧別地区義務教育学校については、令和3年度に湧別中学校校舎に前期課程用校舎を増築、令和4年度には湧別中学校既存校舎の大規模改造工事を実施し、令和5年度開校を目指します。</p> <p>3校目の上湧別地区を対象とした義務教育学校については、令和4年1月から設置に向け検討を進めます。</p>				
関連する計画・条例等	湧別町立学校設置条例、湧別町立小中学校適正配置計画				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施・検討	検討	検討
	湧別地区義務教育学校校舎建設工事	湧別中学校既存校舎改修工事 上湧別地区義務教育学校設置検討	湧別地区義務教育学校開校(4月)		
効果・目標など	9年間一貫した教育目標のもと、1年生から専門科目教員が指導する教科担任制を導入するなど、個々の能力向上を図るとともに、自ら判断し行動できる「生きる力」を持つ人材育成を目指します。				

・義務教育学校…小学校6年間、中学校3年間の合計9年間で1つの学校として小中一貫教育を行う学校。


No. 16	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(2) 公共施設の適正管理と効率的な活用	
	取組事項	②学校の適正配置、保育所再編			
	取組名	公立保育所等の再編			
担当課	健康こども課		関係課		
現状と課題	<p>本町の就学前人口は、減少傾向に歯止めがかからない状況であり、開盛保育所については児童数減少のため平成28年度から休止中となっています。町立の上湧別保育所、芭露保育所、私立のみりの幼稚園については建設から40年を経過し、施設の改修等が必要になっています。公立保育所の整備・運営は一般財源化されており、その費用は本町の財政への負担となっています。</p>				
取組内容	<p>令和元年度に庁内に設置された「幼保一体の幼児教育の推進プロジェクト」の「認定こども園制度」の導入、私立幼稚園の動向にも留意した民間活力の導入を含めた、全町的な教育・保育施設の再編の報告を受け、「湧別町立公立保育所等再編基本方針」を決定し、上湧別地区の3保育所を廃止、民間幼稚園も含めた統合により、中湧別保育所を公私連携幼保連携型認定こども園とすること、併せて教育認定こどもの受け入れ先の確保等ため、湧別保育所を保育所型認定こども園とすることを決定しました。</p>				
関連する計画・条例等	湧別町保育所条例、湧別町へき地保育所条例、湧別町子ども・子育て支援事業計画				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施・検討	実施・検討	実施・検討
	公私連携法人との運営協定締結 関連条例等整備	公私連携幼保連携型認定こども園開設 町立保育所型認定こども園開設	湧別保育所(認定こども園)・芭露保育所の民営化に向けて検討		
効果・目標など	<p>老朽施設を廃止・統合することにより、施設運営経費・整備費用の抑制が図られる。</p> <p>一定の規模を有する集団の中で児童の教育・保育を行うことにより、児童の社会性の醸成が図られる。</p> <p>湧別保育所を認定こども園とすることにより、教育認定こどもの受け入れ先が拡大され、児童福祉の向上が図ります。</p>				

・公私連携幼保連携型認定こども園…設置・運営は民間法人で、施設の貸与や譲渡等について市町村と協定を締結し公私連携法人としての指定を受け市町村との連携の下に適正な運営を行う施設。

No. 17	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(3) 民間活力の利用推進	
	取組事項	①民間活力の利用推進			
	取組名	PPP/PFIの推進			
担当課	企画財政課		関係課	各施設所管課	
現状と課題	施設管理の方式である指定管理者制度により民間のノウハウを活用してサービス向上と管理経費削減を図る必要があり、現在本町で52施設に適用しています。 また、PPPの枠組みの中の民設民営によるバイオガス事業を推進しています。				
取組内容	民間のノウハウを活用することにより、サービス向上と経費削減を基本原則とした指定管理者制度を導入して、より一層その効果が発揮できるよう取り組みます。 また、今後バイオガス事業以外にも民間の資金やノウハウを幅広く取り入れるためPPP/PFIの活用を検討していきます。				
関連する計画・条例等	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、湧別町バイオマス産業都市構想				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討
	指定管理者制度の推進及びPPP/PFIの検討				
効果・目標など	民間のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や経費削減等を図ります。				

- ・ PPP/PFI…Public Private Partnershipの略で、従来公共で行われていたサービス分野を民間委託、指定管理、PFI (Private Finance Initiativeの略) などの方策を通じて民間に開放し、公共サービスの効率化と質の向上を図る考え方。
- ・ 指定管理者制度…公の施設の管理運営を団体に包括的に代行させることができる制度。
- ・ バイオガス事業…家畜ふん尿の有機性資源から発生するバイオガスを活用した電力販売などの事業。

No. 18	基本方針	Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進		(3) 民間活力の利用推進	
	取組事項	①民間活力の利用推進			
	取組名	公私連携幼保連携型認定こども園			
担当課	健康こども課		関係課		
現状と課題	「児童福祉法」及び「認定こども園法」の改正により、民設民営施設であっても町の関与が可能となる「公私連携認定こども園」制度が創設されました。 令和2年度において「公立保育所等再編基本方針」を決定し、上湧別地区の町立保育所、私立幼稚園の統合にあたっては、民間の能力を活用して施設の運営を行う公私連携幼保連携型認定こども園によることとし、施設の運営を担う公私連携法人を決定しました。 公私連携法人と運営内容について協議し、効果的・効率的な運営を進める必要があります。				
取組内容	町立保育所の再編を進め、過程において民営化を含めた効率な運営、再編の方針を検討します。				
関連する計画・条例等	湧別町保育所条例、湧別町へき地保育所条例、湧別町子ども・子育て支援事業計画				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施・検討	実施・検討	実施・検討
	公私連携法人との運営協定締結関連条例等整備	公私連携幼保連携型認定こども園開設 町立保育所型認定こども園開設	湧別保育所(認定こども園)・芭露保育所の民営化に向けて検討		
効果・目標など	施設運営に民間の手法を取り入れることにより、効率な施設運営、効果的な町立保育所等の再編を目指します。				

No. 19	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立		(1) 効率的で機能的な行政組織体制の形成	
	取組事項	①行政組織体制の検討			
	取組名	機能的な行政組織体制の構築			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	平成28年度より分庁舎方式に変更し効率的な行政組織体制を構築してきたところですが、職員数が減少する中、多岐にわたる政策課題や町民ニーズに柔軟で効率的、かつ迅速に対応するため、常に行政組織体制の見直しが必要です。				
取組内容	行政組織及び行政運営の合理化並びに政策課題にスピードを持って対応するため、限られた人員を効率的に配置し、機能的な行政組織体制の構築を図ります。				
関連する計画・条例等					
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
	機能的な行政組織体制の検討	機能的な行政組織体制の検討・見直し			
効果・目標など	効率的・機能的な行政組織体制を確立します。				

No. 20	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立		(2) 定員管理及び給与制度の適正化等	
	取組事項	①定員管理適正化計画の推進			
	取組名	定員管理適正化計画			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	1期目の湧別町定員管理適正化計画(平成24年度～平成28年度)を平成24年1月に策定し、平成26年4月から任期付フルタイム職員を採用することにしたことなどから、平成26年3月に計画の見直しを行いました。 2期目の計画(平成29年度～令和3年度)は平成28年4月に策定し、職員定数の適正化に努めており、現在は3期目の計画(令和4年度～令和8年度)を令和4年4月策定に向け準備中であります。				
取組内容	職員定数の適正化を図るため湧別町定員管理適正化計画(第3期)を策定します。 1期目の人数削減 目標 [H23. 4. 1現在] 164人 [H28. 4. 1現在] 153人 11人減(削減率6.7%) 実績 [H23. 4. 1現在] 164人 [H28. 4. 1現在] 156人 8人減(削減率4.9%) 2期目の人数削減 目標 [H28. 4. 1現在] 156人 [R 3. 4. 1現在] 151人 5人減(削減率3.2%) 実績 [H28. 4. 1現在] 156人 [R 3. 4. 1現在] 142人 14人減(削減率9.0%) ※人数は一般職(任期付フルタイム職員を除く)のみ				
関連する計画・条例等	湧別町職員の定数条例				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	策定	実施	実施	実施	実施
	3期計画策定	3期計画実施			
効果・目標など	湧別町定員管理適正化計画(第3期)を策定し職員定数の適正化を図ります。 1期目は、一般職(任期付フルタイム職員を除く)の定年退職3名に対し1名の採用。 2期目は、定年退職者数マイナス1名の採用を基本的に取り組んでいます。				

No. 21	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立	(2) 定員管理及び給与制度の適正化等		
	取組事項	②給与制度の適正化			
	取組名	給与制度の適正化			
担当課	総務課	関係課			
現状と課題	人事院勧告の準拠を基本として、社会情勢や地域状況等の勘案、今後の財政状況を見据えながら給与制度の運用や水準の適正化に努めます。				
取組内容	給与の適正化				
関連する計画・条例等	湧別町職員の給与に関する条例ほか				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	給与適正化	➔			
効果・目標など	原則的に人事院勧告に準拠して、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度の適正化に努めます。				

No. 22	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立	(3) 人材の育成		
	取組事項	①職員の資質の向上			
	取組名	職員人材の育成			
担当課	総務課	関係課			
現状と課題	職員研修計画を策定し、計画的な職員研修を実施するとともに、職員の資質の向上と人材の育成に努めます。 また、近年、個人情報の取り扱いやセキュリティポリシーなどのコンプライアンス（法令遵守）に対する取り組みについて厳格化されている中、職員一人一人の意識啓発や知識の向上を目的に、全職員を対象とした各研修会を開催しています。				
取組内容	職員の資質向上、職員の能力開発、職員の意識啓発、庁舎内研修				
関連する計画・条例等					
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	職員研修等	➔			
効果・目標など	地域主権型社会の担い手にふさわしい人材育成を目指します。				

・セキュリティポリシー…町が保有する情報資産の気密性などを維持するための情報セキュリティ対策基準。

No. 23	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立		(3) 人材の育成	
	取組事項	②人事評価制度の推進・活用			
	取組名	人事評価制度の推進・活用			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	<p>地方公務員法改正に伴い、平成28年4月1日に人事評価制度を導入しました。導入にあたっては、客観性を保ち、職員の多くが納得できる仕組みとして構築していくことが重要なため、公平性、透明性、納得性、信頼性の確保に努めます。なお、職員の仕事を業績評価と能力・態度評価に分けて評価します。</p>				
取組内容	<p>①目標管理を実施 目標（組織目標、個人目標）管理により、効率的・効果的な行政運営の向上、職員の能力開発と意欲の向上、組織の活性化の効果を期待しています。</p> <p>②育成面談を実施 定期的な面談により、1次評価者と被評価者とのコミュニケーションを深め、信頼関係を築き、職員の資質向上と能力開発を図ります。</p>				
関連する計画・条例等	湧別町職員の人事評価実施規程				
取組期間 (工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	人事評価	➔			
効果・目標など	能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った職員の育成を目指します。				

No. 24	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立		(3) 人材の育成	
	取組事項	③働きやすい職場づくり			
	取組名	職員の健康保持対策			
担当課	総務課		関係課		
現状と課題	<p>安全衛生委員会を毎月の課長会議前に開催しており、職員の健康維持増進に係る事業実施報告や、退職者等の状況、長時間勤務の状況などを報告・審議しています。</p> <p>職員の健康保持対策としては、ストレスチェックの実施、メンタルヘルス研修会の開催等を行い、職場環境の改善を図ります。また、定時退庁日（ノー残業DAY）の実施、管理職等による定時退庁の励行、定時以降の会議を控える等、職員が定時退庁しやすい環境づくりに努めます。</p>				
取組内容	<p>①安全衛生委員会の開催～毎月開催、職員の健康維持増進等に対し調査審議等を行います。</p> <p>②ストレスチェックの実施～毎年実施、職場内のストレス要因を把握し職場環境の改善を図ります。</p> <p>③メンタルヘルス研修会の開催～隔年開催、ストレスに対する知識と対処法を学びます。</p> <p>④ノー残業DAYの実施～重点日として月1回設定し、定時退庁を促します。</p>				
関連する計画・条例等	湧別町職員安全衛生管理規程				
取組期間 (工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	健康保持対策	➔			
効果・目標など	職員がストレスなく業務に遂行できるよう、働きやすい職場環境を目指します。				

・ストレスチェック…職員のメンタルヘルス不調の防止を図るため、労働安全衛生法に基づきストレスの状況について定期的に行う検査。

No. 25	基本方針	Ⅲ. 効率的で機能的な行政組織体制の確立				
	取組事項	①広域行政の推進				
	取組名	衛生施設建設事業				
担当課	住民税務課	関係課				
現状と課題	<p>現在、リサイクルセンターの建屋の老朽化が著しいため、旧遠軽町清掃センター解体地に移転し、マテリアルリサイクル推進施設として、令和6年度供用開始を目標に整備することとしています。また、残余容量が逼迫している3町最終処分場については、湧別町福島に広域組合最終処分場として整備することとしています。</p> <p>3町から発生するし尿等は、し尿処理施設（南兵村処理場）で、処理していますが、建屋の老朽化が著しいため、遠軽下水処理センターにて共同処理する計画となっています。</p>					
取組内容	○最終処分場 事業主体：遠軽地区広域組合 工 期：令和4～6年度 埋立容量：約40,000m <sup>3</sup> 埋立開始：令和7年度	○マテリアルリサイクル推進施設 事業主体：遠軽地区広域組合 工 期：令和3～5年度 供用開始：令和6年度	○汚泥処理施設 事業主体：遠軽町 工 期：令和7～8年度 供用開始：令和9年度			
関連する計画・条例等	遠軽地区ごみ処理広域化基本計画、遠軽地域循環型社会形成推進地域計画、生活排水処理基本計画					
取組期間 (工程)	施設区分	R3	R4	R5	R6	R7
	最終処分場	調査・設計	建設工事	→		供用
	マテリアルリサイクル推進施設	建設工事	→		供用	
	し尿処理施設			基本設計	受入施設 詳細設計	建設工事
効果・目標など	各衛生施設の供用開始を目標に整備を進めます。					

No. 26	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立		(1) 財政の健全化	
	取組事項	①計画的な財政運営			
	取組名	財政計画の策定			
担当課	企画財政課		関係課		
現状と課題	中長期的な財政計画を策定し、予算編成や基金管理等、財政運営計画を適切に執行管理することにより、計画的で規律ある財政運営を確保します。				
取組内容	財政の健全化、計画的執行管理、行政の効率化				
関連する計画・条例等	財政状況の公表に関する条例				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	検討	実施	実施	実施	実施
	財政計画策定 健全化の推進	➔			
効果・目標など	中長期的な財政計画による財政運営を確保しつつ財政指標に基づく健全化を推進し安定的な財政基盤を維持します。				

・財政指標…地方公共団体の財政の健全化に関する法律の健全化判断比率（実質赤字比率など）。

No. 27	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立		(1) 財政の健全化	
	取組事項	②行政コストの節減			
	取組名	事務・事業の検証			
担当課	企画財政課		関係課		
現状と課題	予算編成時における事業の効果、緊急性、妥当性、費用対効果などを検証し、事務・事業の見直しや再編を進めます。				
取組内容	事務・事業の検証、行政の効率化、行政経費の節減				
関連する計画・条例等					
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	予算編成時の事業 の検証	➔			
効果・目標など	予算編成時に事務・事業の効果などを検証し、見直しや再編により効率化や行政経費の節減を図ります。				



No. 28	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立			(1) 財政の健全化	
	取組事項	②行政コストの節減				
	取組名	補助金の見直し				
担当課	企画財政課		関係課	全課		
現状と課題	各種補助金における補助の妥当性や経費負担の在り方について「湧別町補助金のあり方基本方針」を策定し、見直しを行ってきました。					
取組内容	「湧別町補助金のあり方基本方針」に基づき補助事業の目的・効果などを検証し必要に応じて見直しを行います。					
関連する計画・条例等	湧別町補助金のあり方基本方針					
取組期間 (工程)	R3	R4	R5	R6	R7	
	実施	実施	実施	実施	実施	
	基本方針に基づき補助事業の検証	➔				
効果・目標など	「湧別町補助金のあり方基本方針」に基づき各種補助金の検証・見直しを行い限られた財源を有効活用します。					

No. 29	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立			(1) 財政の健全化	
	取組事項	③企業会計等の健全化				
	取組名	水道・下水道事業の使用料の見直し				
担当課	水道課		関係課			
現状と課題	水道事業についてアセットマネジメント・経営戦略を策定し本事業の現状や将来の見通しを予測すると、人口減少による料金収入減、老朽化した浄水場施設及び機器類・管路施設の更新費用の増加により経営が成り立たなくなるため、使用料金改定の検討・見直しを行います。 また、下水道料金も水道事業と同様の課題であるため、併せて使用料金改定の検討・見直しを行います。					
取組内容	料金改定時期及び改定率の検討・見直し					
関連する計画・条例等	湧別町水道事業給水条例、湧別町公共下水道条例					
取組期間 (工程)	R3	R4	R5	R6	R7	
	検討	検討	改定案作成	協議	改定	
	料金改定時期・改定率の検討・見直し	➔				
効果・目標など	利用者への安全・安心な上下水道の供給を図り、健全な事業経営を目指します。					

・アセットマネジメント・経営戦略…水道施設の資産の状況を把握し、計画的な施設更新と財源確保など安定的・継続的な事業経営の推進を目的とした中長期的な計画。

No. 30	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立		(2) 歳入の確保	
	取組事項	①町税等の歳入確保			
	取組名	町税等の適正な賦課及び徴収			
担当課	住民税務課		関係課	関係各課	
現状と課題	自主財源である町税等を確保するため、税負担の公平性の観点からも社会経済情勢に応じた税制改正に対応し法や条例等に基づき適正な賦課・徴収をする必要があります。滞納者には納税相談による対応をはじめ、収納部門連携で臨戸訪問徴収や財産調査を踏まえた差し押さえなどの滞納処分を実施して収納率の向上を図っているところですが、固定化された滞納者からの徴収が困難な状況にあります。更なる徴収の強化、納税意識の向上を図る必要があります。				
取組内容	適正な賦課、収納率の向上（納税相談、滞納処分、収納事務担当者会議）、税に関する周知啓発の推進				
関連する計画・条例等	湧別町税条例、湧別町国民健康保険税条例、地方税法、国税徴収法				
取組期間（工程）	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	適正な賦課、収納率向上、税制度の周知啓発の推進	➔			
効果・目標など	適正な賦課・徴収や滞納者対策などにより自主財源である町税等を確保します。				

No. 31	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立		(2) 歳入の確保	
	取組事項	②使用料・手数料の見直し			
	取組名	使用料・手数料の見直し			
担当課	企画財政課		関係課	全課	
現状と課題	使用料・手数料については、算定方法の見直しや料金体系の統一など格差が生じないように検討を行い、改定を行ってきました。今後、社会情勢の変化及び国等の基準の変更や、消費税法改正などを考慮しながら検討・見直しを行います。				
取組内容	社会情勢の変化や消費税法改正などに応じて使用料・手数料の検討・見直しを行います。				
関連する計画・条例等	使用料・手数料に係る各種条例など				
取組期間（工程）	R3	R4	R5	R6	R7
	検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し
	使用料・手数料の検討・見直し	➔			
効果・目標など	社会情勢の変化及び国等の基準の変更や消費税法改正などに応じて、使用料・手数料の検討・見直しを行い公平性の確保と受益者負担の適正化を図ります。				

No. 32	基本方針	IV. 健全で持続可能な財政運営の確立		(2) 歳入の確保	
	取組事項	③ふるさと納税の推進			
	取組名	ふるさと納税推進事業			
担当課	企画財政課	関係課			
現状と課題	ふるさと納税制度は平成20年度から導入され、制度の定着とともに全国的に寄附件数及び寄附金額が増加している。寄せられた寄附金は、貴重な自主財源であり、多様な人々の参加による個性豊かで、活気あるまちづくりに資することから、魅力ある返礼品づくりを行い、新規寄附者やリピーターを確保する。				
取組内容	①町基幹産業団体等で構成する湧別町産業間ネットワークを活用し、新たな返礼品提供事業者の発掘及び既存提供事業者を含めて新商品の開発を促進します。 ②幅広く寄附を募るため、複数サイトで本町及び本町特産品をPRします。 ③寄附したいと思ってもらえるよう寄附金の使い道などを町ホームページでPRします。				
関連する計画・条例等	湧別町ふるさと応援寄附条例、湧別町ふるさと応援寄附条例施行規則				
取組期間(工程)	R3	R4	R5	R6	R7
	実施	実施	実施	実施	実施
	ふるさと納税の推進				
効果・目標など	ふるさと納税を通じて、本町及び特産品をPRし、交流人口の増大を図ります。寄附者の意向に沿って寄附金を有効に活用し、町の振興を図ります。				

- ・湧別町産業間ネットワーク…湧別町の基幹産業である農林水産業をはじめとした産業間の連携により地域産業と地域の活性化を目的として町内の産業団体と町で構成された組織。